

若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）が障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等に障害児又はその家族を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

**第五十一条** 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情（以下「苦情」という。）に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事又は市町村長（以下「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該知事等に報告しなければならない。

- 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

**第五十二条** 指定児童発達支援事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

**第五十三条** 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該障害児の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、第一項に規定する場合であつて、当該障害児の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

**第五十四条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第五十五条** 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第二十二條第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録
- 二 児童発達支援計画に係る記録
- 三 第三十六條に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第四十五條第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 第五十一條第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第五十三條第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

#### 第五節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者及びその員数)

**第五十六条** 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
    - イ 障害児の数が十までのもの 二人以上
    - ロ 障害児の数が十を超えるもの 二人に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
  - 二 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 2 前項第一号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が一人又は二人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

(設備及び備品等)

**第五十七条** 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を設けるほか、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでな

ければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

**第五十八条** 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とする。

(準用)

**第五十九条** 第五条、第八条及び前節（第十二条、第二十四条第二項及び第六項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

**第六十条** 次に掲げる基準を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十四条第一項及び第三項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所の提供する指定生活介護の利用者の数が指定生活介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

**第六十一条** 次に掲げる基準を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十九条（第二十四条第一項及び第三項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

- 一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。
- 二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者の数が指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### 第三章 医療型児童発達支援

#### 第一節 基本方針

**第六十二条** 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

#### 第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

**第六十三条** 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者  
同法に規定する診療所として必要とされる数
  - 二 児童指導員 一人以上
  - 三 保育士 一人以上
  - 四 看護師 一人以上
  - 五 理学療法士又は作業療法士 一人以上
  - 六 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。
- 3 前二項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

（準用）

**第六十四条** 第八条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第六十五条** 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
  - 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
  - 三 浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

### 第四節 運営に関する基準

#### (利用定員)

**第六十六条** 指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とする。

#### (通所利用者負担額の受領)

**第六十七条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- 一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- 二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（天正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者から、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 日用品費
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービス内容及び費用について説明し、そ

の同意を得なければならない。

- 6 前各項に定めるもののほか、第三項第一号の費用の支払に係る取扱いについては、知事が別に定めるところによるものとする。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

**第六十八条** 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、当該通所給付決定保護者に当該障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

**第六十九条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

**第七十条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定医療型児童発達支援の内容及び通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(準用)

**第七十一条** 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十五条まで、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第四十九条第

一 項、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第六十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十四条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第五十五条第二項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

#### 第四章 放課後等デイサービス

##### 第一節 基本方針

**第七十二条** 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

##### 第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

**第七十三条** 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - イ 障害児の数が十までのもの 二人以上
  - ロ 障害児の数が十を超えるもの 一人に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
  - 二 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が、指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 3 第一項第一号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が一人又は二人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。
- 4 第一項第一号の指導員又は保育士のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

ない。

(準用)

**第七十四条** 第八条及び第九条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第七十五条** 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室を設けるほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第四節 運営に関する基準

(利用定員)

**第七十六条** 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

**第七十七条** 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者から、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービス内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(準用)

**第七十八条** 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第七十条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第四十四条中「従業員の勤務体制、前条の協力医療機

関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第七十条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

**第五節 基準該当通所支援に関する基準**

（従業者及びその員数）

**第七十九条** 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が十までのもの 二人以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二人に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 前項第一号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が一人又は二人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

（設備及び備品等）

**第八十条** 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を設けるほか、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

**第八十一条** 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十条、第六十一条、第七十条、第七十二条、第七十六条及び第七十七条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

**第五章 保育所等訪問支援**

**第一節 基本方針**

**第八十二条** 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援

を行うものでなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

**第八十三条** 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
  - 二 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 2 前項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

**第八十四条** 第八条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第八十三条第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

## 第三節 設備に関する基準

**第八十五条** 指定保育所等訪問支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

## 第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

**第八十六条** 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

**第八十七条** 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。以下同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援

を提供する場合は、当該通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る交通費の額の支払を受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(運営規程)

**第八十八条** 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

**第八十九条** 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第八十八条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第八十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と読み替えるものとする。

**第六章 多機能型事業所に関する特例**

(従業者の員数に関する特例)

**第九十条** 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第六十三条、第七十三条第一項から第三項まで並びに第八十三条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第六十二条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十二条第一項中「事業所（以下「指定放課後等サービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等サービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等サービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等サービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第三項中「指定放課後等サービス」とあるのは「指定通所支援」と、第八十二条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第六条第五項及び第七十二条第四項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（設備に関する特例）

**第九十一条** 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所の設備について、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼ねることができる。

（利用定員に関する特例）

**第九十二条** 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第十二条、第六十六条及び第七十六条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十二条、第六十六条及び第七十六条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等サービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等サービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

- 3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十二条、第六十六条及び第七十六条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。
- 4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十二条、第六十六条及び第七十六条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通して五人以上とすることができる。
- 5 山間へき地その他の地域で知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第二項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。

### 第七章 雑則

(規則への委任)

第九十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間における第五十条第一項の規定の適用については、「第五条第十六項」とあるのは、「第五条第十七項」とする。

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）附則第二十二條第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第六条第一項第二号、第二項及び第六項並びに第七十三條第一項第二号、第二項及び第五項の規定は適用せず、第六条第一項第一号イ及びロ、第二十八條、第二十九條並びに第七十三條第一項第一号イ及びロの規定の適用については、第六条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」と、第二十八條第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同條第二項から第九項まで及び第二十九條中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第七十三條第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」とする。

**第四条** 整備法附則第二十二条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第七条第一項第二号イ及び第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第三項第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四人以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ二人以上」とする。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

## 栃木県条例第二十六号

### 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

#### 目次

#### 第一章 総則（第一条―第四条）

#### 第二章 指定福祉型障害児入所施設

##### 第一節 人員に関する基準（第五条）

##### 第二節 設備に関する基準（第六条）

##### 第三節 運営に関する基準（第七条―第五十二条）

#### 第三章 指定医療型障害児入所施設

##### 第一節 人員に関する基準（第五十三条）

##### 第二節 設備に関する基準（第五十四条）

##### 第三節 運営に関する基準（第五十五条―第五十八条）

#### 第四章 雑則（第五十九条）

#### 附則

#### 第一章 総則

#### （趣旨）

**第一条** この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号並びに第二十四条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

#### （定義）

**第二条** この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち福祉型障害児入所施設であるものをいう。
- 二 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち医療型障害児入所施設であるものをいう。
- 三 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- 四 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号（法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- 五 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項（法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

**第三条** 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対し指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対し適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第四十七条において「障害福祉サービス」という。）を提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に